

横手市告示第219号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和4年11月7日

横手市長 高橋 大



1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅信

秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

青山商事株式会社 代表取締役 青山 理

広島県福山市王子町一丁目3番5号

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目 2 2 番 7 号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン十文字南

秋田県横手市十文字町佐賀会字上沖田 2 7 1 - 2 外

(3) 変更した事項

設置者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1

イ 変更後

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麴町五丁目 1 番地 1

(4) 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

(5) 変更する理由

ア 設置者の代表者氏名変更

2 届出年月日

令和4年11月4日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

横手市役所 平鹿地域振興局庁舎内 商工観光部商工労働課

(2) 縦覧期間

令和4年11月7日から令和5年3月6日まで

4 意見書の提出先

秋田県横手市旭川一丁目3番41号

横手市役所商工観光部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由